

審査基準

令和8年4月1日作成

法 令 名： 古物営業法施行規則
根 拠 条 項： 第12条第1項
処 分 の 概 要： 行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者（委任先）： 北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 古物営業法第11条第2項（行商従業者証） 第12条第1項（標識） 古物営業法施行規則第10条（行商従業者証の様式） 第11条（標識の様式）
審 査 基 準： 許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、定めていない。
標 準 処 理 期 間： 30日
申 請 先： 北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係
問 い 合 わ せ 先： 北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係 （電話011-251-0110） 各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備 考：